

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		障害者総合支援法等の見直しに伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税4） 法人住民税、事業税：義（自動連動）（地方税4）
		② 上記以外の税目	所得税、消費税、登録免許税、相続税、贈与税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定：外
3	要望区分等の別		【新設】 【単独】
4	内容		《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）の施行後3年（令和3年4月）を目途として、その施行の状況等を勘案しつつ検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされているため、当該措置に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。 《関係条項》 —
5	担当部局		厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：評価実施時期：令和3年12月 分析対象期間：—
7	創設年度及び改正経緯		新設
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対する支援の充実を図る。 《政策目的の根拠》 障害者総合支援法第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅸ：障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること 施策目標1－1：障害者の地域における生活を総合的に支援するた

			め、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 障害者等の生活を保障し、またその生活の安定を図るために、障害者等が生活する上で必要な医療や介護等に係る障害福祉サービス等について、自立支援給付を支給しており、これに対し租税その他の公課を課されることになれば、障害者等の生活の保護という給付の目的達成を阻む結果となることから、当該給付について、差押禁止・公租公課禁止の規定を設けている。 また、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業等は第2種社会福祉事業に該当し、これを行う事業者は、各種税制上の優遇措置の適用を受けている。 上記のように障害者等と障害福祉サービス事業者の両者に対して税制上の優遇措置を講じることにより、障害者に対する支援の充実を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今般の障害者総合支援法の改正により、新設・拡充を行う事業についても、同様に各種税制上の優遇措置を講じること、引き続き障害者等に対する支援の充実を図ることが可能となる。
10	有効性等	① 適用数	未施行であり、民間事業者の申請により事業を開始できる仕組みとなっているため、非課税措置となる事業者数を把握することは現時点で不可能である。
		② 適用額	未施行であり、民間事業者の申請により事業を開始できる仕組みとなっているため、非課税措置となる事業者数を把握することは現時点で不可能である。
		③ 減収額	改正後の障害福祉サービス事業等について、現行制度と同様の非課税措置及び差押禁止措置等を講ずるものであるため、現行制度と比較して減収には相当しない。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に対する支援が充実される。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 今般の障害者総合支援法の改正により、新設・拡充を行う事業についても、同様に各種税制上の優遇措置を講じること、引き続き障害者等に対する支援の充実を図ることが可能となる。

		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	障害者総合支援法の改正により、法律に基づく現行のサービス体系に変更が生じる可能性がある。これに伴い、改正後の新たなサービスについて、現行のサービスと公平な税制上の取扱いをするため、障害福祉サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当である。 また、税制上の措置を講ずることで、障害者等の福祉の増進を実現することができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—